令和6年度

秋田地方最低賃金審議会 第1回秋田県最低賃金専門部会 議事次第及び資料項目

令和6年7月29日(月) 秋田合同庁舎 第1会議室(5階)

次 第

- 1 開 会
- 2 議 題
 - (1) 秋田県最低賃金専門部会の部会長及び部会長代理の選出について
 - (2) 秋田県最低賃金の改正決定に関する参考人の意見聴取について
 - (3) 秋田県最低賃金の金額審議について
 - (4) 今後の専門部会の開催日程について
 - (5) その他

資料

- 1 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会委員名簿
- 2 秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨
- 3 秋田地方最低賃金審議会秋田県最低賃金専門部会審議日程(案)

秋田地方最低賃金審議会 秋田県最低賃金専門部会委員名簿

*50音順

区分	氏 名	現 職
	ээき కటేం 臼木 智昭	秋田大学 教授
公益代表	eが ひらし 嵯峨 宏	弁護士
	*************************************	弁護士
労	いのうえ まきかっ 井上 正克	UAゼンセン 秋田県支部長
労働者代表	後藤正文	JAM秋田 事務局長
表	佐藤 伸幸	連合秋田 横手湯沢地域協議会事務局長
使	加 50%	(一社)秋田県経営者協会 専務理事
使用者代表	thut the 境田 未希	(株)境田商事 取締役
表	時田 祐司	時田電機工業(株) 代表取締役社長
	任 期	令和6年7月18日 ~ 専門部会廃止まで

秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

命和 6年 7月 29日

氏	名	越後屋建一		
	属する事業所名	秋田県労働組合総連合	所属事業所の役職名	議長
所原	属する労働組合名	秋田県労働組合総連合	所属労働組合の役職名	議長
所属	属事業所の業務内容	労働組合の地方センタ		W 1/1
	所属している労働 組合の組織状況に ついて	別紙に記載しました		
	あなたが所属する 企業における賃金 動向について(分 かる範囲内で)	別紙に記載しました		
c ()		別紙に記載しました		
意見の	あなたが所属する 労働組合に所属す る産業全体におけ る賃金動向につい て(分かる範囲内 で)			
内容	秋田県最低賃金改正決定にあたってはどのような視点を重視して改正すべきであると思いますか。	別紙に記載しました		
	その他、ご意見、ご 要望等がございま したらご自由に述 べてください。	別紙に記載しました		

資料ある場合は添付してください。 書ききれない場合は、別紙にご記入ください。

地域最低賃金引き上げに関する意見陳述

1. はじめに

秋田県労働組合総連合議長の越後屋建一です。このたび秋田地方最低賃金審議会において意見を述べる機会を与えていただき、感謝申しあげます。秋田県の地域別最低賃金の改正にむけた各委員のご尽力に敬意を表しながら、意見を述べさせていただきます。

秋田県労働組合総連合(秋田県労連)は1989年11月23日に結成され、21単産・単組、8地域組織で構成されています。私たちは結成以来、一貫して、地域別最低賃金の引き上げをはじめ、すべての労働者の賃金底上げを実現し、消費購買力を高め、地域経済の活性化を図ることを追求してきました。また、秋田県労連は医療・介護・保育・運輸・製造・建設・通信・販売・サービスなどの民間労働組合がその構成組織として活動しており、その中にはパート・アルバイト・臨時・派遣などいわゆる非正規労働者も多く含まれています。この非正規労働者は、県労連の構成組織である中央官庁及び地方自治体、教育など公務の職場においても増加傾向を示しており、処遇改善の面からみて、地域別最低賃金の水準に大きな関心を持つこととなっています。

賃金はそれによって自立して生計が営めるものでなくてはなりません。また、首都圏などとの 地域間格差を解消する必要があります。現行の最低賃金について、さらなる改善が求められてい ると考えます。今年度の審議にあたりましても、最低賃金法第1条の実現、憲法25条に規定さ れる「健康で文化的な最低限度の生活を営む」事ができる賃金の実現をめざし、審議を行ってく ださるようお願い申し上げます。

2. 物価高騰に追いつき、独立して生計を営める賃金水準を目指してください

2024年の春闘は大企業を中心に5%に及ぶ賃上げとなりました。しかし、それでも、実質賃金は26か月連続減少(2024年5月末)となっており、物価高に賃上げが追い付いていない状況にあります。しかも、この先も食料品をはじめとする「値上げラッシュ」は収まる気配はなく、労働者の生活実態の改善は期待できにくい状況です。加えて、医療や介護事業所、中小企業・小規模事業所では大企業のような賃金改善は行われていません。最賃及び近傍で働く労働者の賃金は、最低賃金の改定状況を見ているような状況にすらあります。

秋田県の地域別最低賃金は一時間当たり897円です。ひと月173.8時間(一ヵ月の平均法定労働時間)働いたとすれば155,899円(端数四捨五入)です。ここから、税金や社会保険料等が控除されますので、手取りは13万円程にしかなりません。労働基準法第1条で「労働条件は、人たるに値する生活を営むための必要を充たすものでなくてはならない」と規定されていますが、この賃金水準では「求められるところ」に至っているとはいいがたいと思います。

雇用労働者の4割が臨時・非常勤・パート・アルバイトなどの非正規雇用です。その中には、 家計を支える立場の労働者も多く、「家計補助」的な考え方はすでに通用しなくなっています。 最低賃金及び最低賃金近傍で働いている労働者にはボーナス(一時金)がないか、あっても少額に とどまります。労働者の賃金に大きな影響を与える最低賃金の大幅な引き上げで、独立して生計 を営める賃金水準の実現が求められていると思います。

3. 地域間格差解消は待ったなしの課題です

地域間格差は大きな問題です。もっとも金額の高い東京は時間額 1,113 円です。秋田は897 円ですので、格差は時間額 216 円です。東京で働く労働者よりも2割以上も低い賃金は、秋田で働く労働者の尊厳を心底傷つけています。

地域別最低賃金は官民問わず非正規雇用労働者の賃金に影響を与えてきています。地域間格差によって労働力が地方から都市部へ流出し、地方の人口減少と高齢化によって地域経済が疲弊しています。最低賃金を全国一律に是正することと抜本的に引き上げることは、地域経済を守るための経済対策だと考えます。人口減少がすすみ、労働力不足が現実のものとなっている今日、賃金格差による労働力の流出は防がなくてはならず、地域間格差を縮小し、解消することは待ったなしの課題であると思います。

中央最低賃金審議会は昨年、最賃の目安ランクをABCの3ランクに再編しました。格差是正を求める世論の高まりを考慮したものと評価されますが、しかし、賃金の高いところは高く、低いところは低くなるような構図に変化はありません。ちなみに、秋田県は岩手、徳島、沖縄についで金額が低く、全国最低位のままです。

全国労働組合総連合と地方組織が行っている「最低生計費試算調査」によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費は、地域による大きな格差はなく、若者が自立した生活をするうえで必要な最低生計費は、月に24万円、月150時間の労働時間で換算すると時給1500円以上必要との結果が出されています。秋田県労連をはじめ東北6県の県労連は共同で2016年に「最低生計費試算調査」を実施しましたが、2022年10月に近年の物価高騰と2019年の消費税増税等を加味して再計算しました。その結果、25歳単身者(モデル例)は普通の暮らしに必要な費用は税社会保険料抜きで月額20万1千円必要で、2016年当時よりも16.9%上昇していることがわかりました。月の労働時間が173.8時間で時間額1,459円、150時間(年1800時間)だと1,691円になります。最低賃金の大幅引き上げの要求を裏付けるものだと確信します。しかも、全国各都道府県で実施した同様の調査とほぼ同じ結果となっており、地域間格差の解消は必要であることを裏付けるものとなっています。

4. 中小企業支援の拡充で最賃引上げにむけた条件整備を

最低賃金の引き上げは「失業」が増えるリスクが高いとの主張があります。しかし、年々最低 賃金は引き上げられてきましたが、失業率は悪化することなく推移しています。

秋田県春闘共闘懇談会と秋田県労働組合総連合は、公表されている各種統計と、秋田県が公開 している産業連関表を用いで最低賃金を1500円に引き上げた場合の、県内における経済波及効 果を算出しました。その結果、秋田では1500円未満の労働者が2人に1人、その方々の賃金を 1500円に引き上げた場合、賃金総額が1795億円増加し、家計消費支出も1750億円増加。税収 も 180 億円(国税 112 億、地方税 68 億)、法定福利費が 233 億円増加します。その結果雇用誘発が 1万1千人といった結果が出ています。最低賃金の引上げは経済振興につながります。

地域経済の主役である中小企業・小規模事業者は、消費税 10%増税の悪影響を受け、その直後、新型コロナウイルス感染予防対策によって経済活動が事実上止まり、大きな打撃を受けています。今日の燃料高騰・原材料の高騰、諸物価の値上がりはそれに追い打ちをかけています。中小・小規模事業者は発注大企業や元受け企業など上部企業による優越的地位の濫用や低価格受注の押し付けによって、生産性が低く抑えられています。労働者国民が低賃金の状態を長くおかれていることから、消費購買力・消費意欲が失われ、生産してもモノが売れない事態になっています。加えて大きな資本力を持つ企業により市場の価格が支配され低価格が誘導され、消費価格に原価を反映させることが困難になっています。今必要なのは政府の責任で、優越的地位の濫用を防止し適正価格による公正な取引を実現すること、原材料・生産コストを適正に価格転嫁できるようにすること、中小企業・小規模事業者向けの金融支援の強化や社会保険料負担の軽減などを実施し、賃金引上げの環境を整えることです

最低賃金引き上げを可能にする助成の強化、内需の拡大による経済効果を実現することです。 こうしたことについても、審議会の意見として答申に反映し、積極的に発信していくことも大切 であると考えます。

5. 最賃引き上げ、格差の解消の声は日増しに大きくなっています

秋田県労連・秋田県春闘懇は2024年5月後半から7月15日までの約2か月間、組織内外の 非正規雇用労働者を対象に、「最賃に関するアンケート」を実施しました。アンケート用紙直 接記入及びGoogle フォームでの回答を求めた結果、241人から回答が寄せられました。その結 果、現行の最賃額897円は安いとの回答が229人(95%)で圧倒的であり、まあまあの回答は 9人(3.7%)にとどまりました。「いくらが適正か」との問いには1,000円が68人(28.2%)、 1,500 円が54 人 (22.4%)、次いで1,200 円が50 人 (20.7%) となっています。Voice (一言 欄)には「現状の物価高やインフレが続くと、この仕事だけでは生活できなくなります。副業 や転職を考えなければ、と感じています」「何もかも物価高で支出がかなり増えた。子供は食 べ盛りで我が家は食費も爆上がり。車がないと生活できないためガソリン代もばかにならない。 収入は相変わらずなのに支出は倍。ハッキリ言って生活苦しい」「最低賃金を地域別でなく、 一律にしてほしい」といった声が寄せられています。また、6月29日に秋田駅前で街頭宣伝行 動を行い、最賃に関するシール投票を実施しました。シール投票には91人が参加され、最賃 はいくらが適正かの質問に対し、「897円1人、1000円19人、1300円16人、1500円55人」 の結果でした。ここでも、「自分は東京に出ており、たまたま帰省中だが、897円はあまりにも 低すぎる。 東京では高校生のアルバイトも 1200 円~1300 円、格差が大きすぎる(年配の男性)」 「えっ!住むところで賃金が違うの。知らなかった。そんなに生活費に違いがあるのかな?(高 校生のグループ)」といった声が出されていました。

現行の最賃額が低すぎる、切実な要求として今すぐ 1,000 円以上に、そして 1200 円・1500

円を展望し、最賃は全国一律でという要求が大きく強い事を改めて実感する結果となっています。

今年の審議にあたり、11 の組合が意見書を提出しましたが、その模様がテレビと新聞で報道 されました、それを見た方から、激励の電話が県労連に入りました。

「最賃引き上げで頑張ってくれてありがとう。自分は、育休明けを期に家族そろって秋田に Uターンしてきた。それぞれ東京の会社の社員のままで、リモートで勤務。この度、会社の賃 金改定があったが、私の賃金はアップする予定だったのに、秋田県に住んでいることを理由に 据え置かれた。秋田の最賃が低いことが理由だった。リモートで勤務している、最賃の低い他 県の同僚も皆同じ扱いだった。東京や首都圏などの職員はアップしたのに。仲間内で話しをし ていても秋田は印象が悪い。悔しい。是非最賃を引上げてほしい。頑張ってください」という 内容です。いろいろ問題を感じる話ではありますが、金額アップ、格差解消、全国一律の重要 性を即時感じましたし、最賃引き上げに大きな期待を持たれていることを感じました。

最低賃金の引上げ、格差の解消、全国一律制の実施、中小企業支援の拡充を一体で進めることは社会的要請となっています。これまで述べてきましたように、最賃引き上げ等に関する要望を踏まえ、今年の最低賃金の改定に向けて、秋田地方最低賃金審議会が積極的な引き上げと地域間格差の解消を実現する答申を出していただき、審議会としても政府に対し実効性のある中小企業支援策の拡充を求めてくださることを切に要望いたします。よろしくお願い申し上げます。

以上

秋田県最低賃金に関する参考人の意見陳述要旨

2024年7月29日

氏	名	工藤 優		
所	属する事業所名	秋田県医療労働組合 連合会	所属事業所の役職名	書記次長
所	属事業所の業務内容	秋田県内の病院や施設が	などで働く労働者で組織し	ている労働組合です。
	所属している労働 組合の組織状況に ついて			2組合、組織数は凡そ 4,800 組織数 170,000 人)がありま
意	あなたが所属する 企業における賃金 動向について (分 かる範囲内で)	高の引き上げ額でした。 検討された結果である。 のご尽力に敬意を表す。 いつくことができず、死 はそれによって自立し 改善が求められると考。 第1条の実現、憲法25	円安や物価高騰など厳しいと拝察します。秋田地方最代をものです。同時に、昨年で度念ながら実質プラス改定にて生計が営めるものではなえます。今年度の審議会にある。 条に規定される「健康で	897 円となりました。過去最近経済状況を踏まえ、真摯に低賃金審議会はじめ関係各位の引き上げ幅は物価上昇に近にはなりませんでした。賃金くてはなりません。さらなるあたりましても、最低賃金を対比的な最低限度の生活を営審議を行っていただきたくま
見の内容	あなたが所属する 労働組合に所属す る産業全体におけ る賃金動向につい て(分かる範囲内 で)	ア労働者は、社会基盤を 低い状況であるとし、公 翻と介護報酬の等支援が 等ベースアップ 動制限に耐え、必要害のが 者に対一定の一ム 出し、方 を生みがいて、 本不団結び、17 8 千余りに は一定の一ム 出し、方 を生かれば、17 8 千余りに が、おがば、17 8 千余りに は一まがする。 では一方のでは、17 8 千余りに はがまず対象のいるが、 が、おがいのようとし、 を生みのいるが、 が、ないののが、 を生みのいるが、 が、ないののが、 では、こののでは、 が、ないののが、 が、ないののが、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では	を支えています。その役割のア労働者の賃上げ事業を対けられ、「看護職員処理が行われ、「看護職員処理を対して、「のちと健康を守るが、「のちと健康を守るが、」の35%程度である57万人で、とりわけ、「看護職員がある医療施設の内対象は2024年6月から、とりおけ、「看護職員があるには、2024年6月からといるというです。というでは、その役割の重要性を明言して、「看護職員のというです。しかし、「看護職員」が新設され、「看護職員」が新設される医療と認識され、「看護職員」が対して、「のちと健康を守るものです。しかし、「看護」というが強く求められる医療現した。とりわけ、「看護した。とりわけ、「看護した。とりわけ、「看護」と「一人の35%程度である5	医療や介護現場などで働くかの重要性に比して賃金 水準がの重要性に比して賃金 水準がの重要性に比して負人、診療報題とののでは、かき神のでは、からでは、なっていまったとから、では、なっています。このでは、なっています。これでは、なっています。このでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっています。これでは、なっていまないないないないないないないないないないないないないないないないないないな

程度に過ぎませんでした。さらには、2024年6月から行われた報酬改定も同 様、賃上げ対象を限定し現場に差別を持ち込むこととなっています。コロナ禍 において国民のいのちや健康を守るために必死に奮闘してきたのは、一部に限 った施設や職種だけではありません。さらに、40年ぶりの物価高騰を背景に、 2023年、2024年春闘では、経団連が大幅な賃上げは企業の社会的責務だとし、 人材獲得の観点から大幅賃上げを表明する企業や、労使交渉で労働組合の要求 に満額で応える大手企業が相次ぎました。政府が「物価上昇を超える賃上げ」 を求め、原材料費などのコスト増を価格に転嫁するよう呼び掛けたことも、中 小企業の賃上げを後押ししました。しかし、国が決める公定価格で運営してい る医療機関や介護施設等は、様々なモノやサービスの値上げを価格転嫁でき ず、賃上げに必要な財源の確保が困難で、賃上げの流れから取り残されてしま いました。労働者の賃上げの必要性を理解しているのであれば、すべてのケア 労働者が差別なく処遇改善につながる施策にするべきであることを実感させ られます。ここで着目しないといけないのは、公定価格である診療報酬の下 で、労働者の賃金に地域間格差が生じている事です。地域別最低賃金の低 い地域の医療労働者の賃金はやはり低く、地域別最賃の影響を大きく受け ています。社会的公平性の向上のために最低賃金額引き上げが必須であると感 じます。

現に存在する所得格差は社会的不安や対立を引き起こし、社会全体の安定性を損なうこととなっています。医療機関には非正規雇用者は少なくなく、その中には貧困ラインを下回る収入で生活している家庭も存在しているといわれています。最低賃金引き上げは生活必需品やサービスの購入能力を高め、貧困層の経済的安定を図るために不可欠です。生活の質を向上させることは全体的な社会の幸福度を高め、貧困の悪循環を断ち切る第一歩とも考えられます。また労働市場に置き換えて考えても労働者の仕事への満足度やモチベーションが向上し、それにより、より高い生産性を生み市場全体の効率が改善されることが考えられ、高い賃金はまた、より多くの人材や優れた人材の確保と定着を促進させる要因になりうると考えます。

秋田県最低賃金改 正決定にあたって はどのような視点 を重視して改正す べきであると思い ますか。 昨年、最低賃金が897円と引き上がった事により、民間の病院で働く臨時・パート職員の時給も引き上がりました。しかし、残念ながら最賃に張り付いている実態があり、やはり基本となる最低賃金が大幅に引き上がらなければ格差は解消できません。

その他、ご意見、ご 要望等がございま したらご自由に述 べてください。

こうした状況を踏まえ、2024年の地域最低賃金の改定にあたり、

要望等がございま 「最低賃金を早急に時間額1,000円以上とすることを目指し、本年度において したらご自由に述 も大幅な引き上げを実現すること」

「全国一律最賃制度を展望し、賃金水準の引き上げ及び地域間格差を大幅に縮小すること」

「最低賃金引き上げへの理解を得られるよう、政府の責任において中小企業の経営支援を抜本的に強化することを、審議会の意見として表明すること」

「同時に、物価の高騰やコロナ禍で特にダメージの大きい医療・福祉産業への 特別の支援を継続すること」以上を求めます。 よろしくお願いいたします。

以上

資料ある場合は添付してください。 書ききれない場合は、別紙にご記入ください。

令和6年度 秋田地方最低賃金審議会日程(案)

7月29日(月) 新日地方景低資金審議会 * 日安氏定進 * 第日を表表である方・金額港系 * 本本的考え方・金額港流、金額審議 ・ 日安氏定進 ・ 第日原子板で留金取り部会 ・ 本本的考え方・金額地元、金額審議 * 日安氏定 ・ 本を表別を表してかった場合は8月9日組 ・ 全額審議 ・ 本的考え方・金額地元、全額審議 ・ 全額審議 ・ 全額審議 ・ 本の考え方・金額地元、全額審議 ・ 全額審議 ・ 本の考え方・金額地元、全額審議 ・ 全額審議 ・ 本の考え方・金額地元、全額審議 ・ 全額審議 ・ 本の考え方・金額地元、全額審議 ・ 全額審議 ・ 本の考定となび正決定の各申についで ・ 専門部会で結準しなかった場合は特債部間のみ) ・ 特定最低資金で法律しなかった場合は特債部間のみ ・ 特定最低資金の正決定の必要性の希照と ・ ・ 特定最低資金の必要性の有無について ・ ・ 有に10時の分~ ・ する特別小委員会 ・ 有前10時の分~ ・ する特別小委員会 ・ 有前10時の分~ ・ する特別小委員会 ・ 有前10時の分~ ・ する特別小委員会 ・ 有前10時の分~ ・ する特別小委員会 ・ 有前10時の分~ ・ する特別・本員会とで ・ 有前10時の分~ ・ する特別・本員会とは ・ 有前10時の分~ ・ 有が別の分。 ・ 本面10時の分~ ・ 有が見の分。 ・ 有が別の分。 ・ 本面10時の分~ ・ する時別・本員会とは ・ 有が目の方の分。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分別。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分別。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分。 ・ 有が別の分別。 ・ 有が別の分別。 ・ 有が別の方の ・ 有が別の方の ・ 有が別の方の ・ 有が別の方の ・ 有が別の方の ・ 有が別の方の ・ 有が別の方の ・ 有が別の方の ・ 有が別の方の ・ 有が別の分の ・ 有が別の分別。 ・ 有が別の方の ・ 有が別の ・ 有が別の方の ・ 有が別の ・ 有が別の ・ 有が別の ・ 有が別の ・ 有が別の ・ 有が別の ・ 有が別の ・ 有が別の ・ 有が別の ・ 有が ・ 有が	報日	審議会名	場所	主な議題
秋田県最低賃金専門部会 新田県最低賃金専門部会 新田県最低賃金専門部会 新田県最低賃金専門部会 新田県最低賃金専門部会 新田県最低賃金専門部会 新田県最低賃金専門部会 新田県最低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 新田県長低賃金専門部会 第1会議室(5階) 神部会で結審しなかった場合は8月9 ・専門部会で結審しなかった場合は特質諮問の ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7月29日(月)	第2回 新日地十里広任人を業人		• 目安伝達 (4.4) (4.4) (4.4)
第1回 第1会議室(5階) ・部会長及び部会長代理の選出 秋田県最低賃金専門部会 秋田台同庁舎 ・金額審議 秋田県最低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・金額審議 秋田県最低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・金額審議 秋田県長低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・金額審議 秋田地方最低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・金額審議 秋田地方最低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・・金額審議 秋田地方最低賃金事業会 第1会議室(5階) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	十夜 1 時 30 ガ~		秋田合同庁舎	• 真筮夫彫萌鱼枯未
秋田県最低賃金専門部会 ・参考へ息ル地ル 新田県低賃金専門部会 新田合同庁舎 ・金額審議 秋田県最低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・金額審議 秋田県最低賃金専門部会 第2会議室(5階) ・金額審議 秋田県長低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・・金額審議 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	午後3時00分頃~	第1回	第1会議室(5階)	・部会長及び部会長代理の選出
第2回 秋田合同庁舎 ・金額審議 ・金額審議 秋田県長低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・金額審議 (結審しなかった場合は8月9 秋田県最低賃金専門部会 第2会議室(5階) ・・金額審議 (結審しなかった場合は8月9 秋田地方最低賃金専門部会 第1会議室(5階) 門部会で結審しなかった場合は特債諮問の、時に最低賃金 秋田地方最低賃金事間部会 第1会議室(5階) ・・金額審議(8月5日からの継続審議) 秋田地方最低賃金事議会 第1会議室(5階) ・・金額審議(8月5日からの継続審議) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・・毎門部会で結審した場合 秋田地方最低賃金本議会 第1会議室(5階) 月5日客申がなかった場合は8月27日へ3 秋田地方最低賃金をに関 秋田台同庁舎 ・・毎定最低賃金改定の必要性の有無につい、写り 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) 日へ変更 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・特定最低賃金改定の必要性の有無につい、 特定最低賃金を改定の必要性の有無につい、 特定最低賃金審議会(5階) ・・毎定最低賃金改定の必要性の有無につい、 特定最低賃金審議会(5階) ・・毎定最低賃金改定の必要性の有無につい、 特定最低賃金を設定の必要性の有無につい、 特定最低賃金審議会(5階) ・・毎定最低賃金改定の必要性の有無につい、 特定最低賃金審議会(5階) ・・毎定最低賃金改定の必要性の有無につい、 特定最低賃金を設定の必要性の有無につい、 対域を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を表記を	(本審終了後)	秋田県最低賃金専門部会		会 類提示
秋田県最低賃金専門部会 第1会議室(5階) ・金額審議(結審しなかった場合は8月9) 秋田県最低賃金専門部会 第2会議室(5階) 審議) 秋田県最低賃金専門部会 第1会議室(5階) 審議) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) 中年最低賃金改正決定の答申についる報告及び改正決定の答申についる。 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・毎定最低賃金改正決定の必要性の育無についする特別小委員会 秋田県特定最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・専定最低賃金改定の必要性の有無についまります。 秋田県特定最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・毎定最低賃金改定の必要性の有無についまりまする特別小委員会 秋田県特定最低賃金を開 秋田台同庁舎 ・ 株定最低賃金改定の必要性の有無についまりまする特別小交員会 秋田地方最低賃金をに関 秋田台同庁舎 ・ 株定最低賃金改定の必要性の有無についまりままままする時別・ ・ 株定最低賃金改定の必要性の有無についまりまままます。 新日地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・ 株定最低賃金改定の必要性の有無についまままます。 新日地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・ 株定最低賃金改定の必要性の有無についまままます。 第5回 第1会議室(5階) ・ 株定最低賃金改定の必要性の有無についままままます。	8月2日(金)	第2回	秋田合同庁舎	
新田県低賃金専門部会 秋田台同庁舎 ・金額審議 (結審しなかった場合は8月9日) 秋田県最低賃金専門部会 第1会議室(5階) 審議) 秋田地方最低賃金審議会 秋田台同庁舎 ・金額審議 (結審しなかった場合は特債諮問の・特定最低賃金改正決定の客申についまする特別小委員会 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・金額審議(8月5日からの継続審議) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・金額審議(8月5日からの継続審議) 秋田地方最低賃金店園 秋田台同庁舎 ・毎百部会で結審した場合 秋田地方最低賃金に関 秋田台同庁舎 ・毎定最低賃金改定の必要性の有無についま時間の存職を表した場合 秋田地方最低賃金に関 秋田台同庁舎 ・特定最低賃金改定の必要性の有無についまがおいると場合は 秋田地方最低賃金に関 秋田台同庁舎 ・特定最低賃金改定の必要性の有無についままままり 第5回 第1会議室(5階) ・特定最低賃金改定の必要性の有無についままままり 第5回 第1会議室(5階) ・特定最低賃金改定の必要性の有無についまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	午後1時30分~	秋田県最低賃金専門部会	1会議室(•
秋田県最低賃金専門部会第2会議室(5階)審議)秋田地方最低賃金審議会・専門部会報告及び改正決定の必要性の諮問秋田地方最低賃金事間・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問秋田地方最低賃金事業会第2会議室(5階)・金額審議(8月5日からの継続審議)秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・専門部会で結審した場合秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・専門部会で結審した場合秋田地方最低賃金企品新日合同庁舎・特定最低賃金改定の必要性の有無について秋田地方最低賃金審議会第2会議室(5階)月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更秋田地方最低賃金企審議会第1会議室(5階)日へ変更)秋田地方最低賃金を議会第1会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無についてする特別小委員会第1会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無について第5回第1会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無について第5回第1会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無について新5回第1会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無について	8月5日(月)	第3回	秋田合同庁舎	(結審しなかった場合は8月
第3回 第1会議室(5階) 中専門部会報告及び改正決定の答申について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	午後1時30分~	秋田県最低賃金専門部会	2会議室(5	審議)
秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) 門部会で結審しなかった場合は特債諮問のみ) 秋田地方最低賃金審議会 秋田台同庁舎 ・金額審議(8月5日からの継続審議) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) *専門部会で結審した場合 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・専門部会報告及び改正決定の答申 秋田地方最低賃金本議会 第2会議室(5階) ・特定最低賃金改定の必要性の有無について(事) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) 月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更) 秋田地方最低賃金に関 秋田台同庁舎 ・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更) 秋田地方最低賃金に関 秋田台同庁舎 ・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月37日へ変更) 秋田地方最低賃金に関 秋田台同庁舎 ・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月37日へ変更) 新日島庁舎 第2会議室(5階) 日へ変更) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・特定最低賃金改定の必要性の有無について ・特定最低賃金改定の必要性の有無について ・特定最低賃金を改定の必要性の有無について ・特定最低賃金を改定の必要性の有無について		□ c ₩		・専門部会報告及び改正決定の答申について(専
秋田地力取仏真坐帯蔵云・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	- 十夜 o th no カ域・ - (声田邨 / 徐 / 後 / 後 /	用り回行に対しませることを	会議室	門部会で結審しなかった場合は特債諮問のみ)
第4回 秋田台同庁舎 ・金額審議(8月5日からの継続審議) 秋田県最低賃金審議会 第1会議室(5階) *・専門部会で結審した場合 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・特定最低賃金改定の必要性の有無について(する特別小委員会) 秋田県特定最低賃金審議会 第2会議室(5階) 月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更) 秋田県特定最低賃金企審議会 第1会議室(5階) ・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更) 秋田県特定最低賃金企審議会 第1会議室(5階) ・共産最低賃金改定の必要性の有無について(する特別小委員会) 秋田県特定最低賃金に関 秋田台同庁舎 ・特定最低賃金改定の必要性の有無について(まる特別・表員会) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・特定最低賃金改定の必要性の有無について(まな表別・特定最低賃金改定の必要性の有無について(まる表別を)と表別を) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・異議審 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階) ・異議審	(中口型式於) 仮)			・特定最低賃金改正決定の必要性の諮問
秋田県最低賃金専門部会 第2会議室(5階) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	予備日8月9日(金)	第4回	秋田合同庁舎	7 H O /
新日地方最低賃金審議会第1会議室(5階)*専門部会で結審した場合秋田県特定最低賃金に関秋田合同庁舎・特定最低賃金改定の必要性の有無について(する特別小委員会)第2会議室(5階)月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更)秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月3円の有無について(する特別小委員会)・株定最低賃金改定の必要性の有無について(する特別小委員会)秋田地方最低賃金審議会第2会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無について(第5回)・特定最低賃金改定の必要性の有無について(まる特別小委員会)秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無について(まる特別・基)秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・ 特定最低賃金改定の必要性の有無について(まる特別・基)秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・ 共議審	午後1時30分~	秋田県最低賃金専門部会	2 会議室 (5	C H 2)
秋田地方最低賃金審議会第1 完議金(5階)・専門部会報告及び改正決定の答申秋田県特定最低賃金に関秋田合同庁舎・特定最低賃金改定の必要性の有無について(3.24回)・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更)秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更)秋田県特定最低賃金に関秋田合同庁舎・特定最低賃金改定の必要性の有無について第5回秋田地方最低賃金審議会第2会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無について第5回秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・特定最低賃金改定の必要性の有無について	2 00 社 0 %上	第4回	1 * <	*専門部会で結審した場合
秋田県特定最低賃金に関 する特別小委員会第2会議室(5階)15日答申がなかった場合は8月27日へ変更)秋田地方最低賃金審議会 秋田県特定最低賃金に関 する特別小委員会 第5回 秋田地方最低賃金審議会・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月 10一変更)秋田県特定最低賃金に関 する特別小委員会 第5回 秋田地方最低賃金審議会 第5回 新出地方最低賃金審議会・特定最低賃金改定の必要性の有無について ・特定最低賃金改定の必要性の有無について ・特定最低賃金改定の必要性の有無について ・特定最低賃金を 第1会議室(5階) ・異議審	十後3時 00 ガ~	秋田地方最低賃金審議会	L N 選用	・専門部会報告及び改正決定の答申
する特別小委員会第2会議室(5階)月5日答申がなかった場合は8月27日へ変更)秋田地方最低賃金審議会第1会議室(5階)・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月秋田県特定最低賃金に関秋田合同庁舎・特定最低賃金改定の必要性の有無について ・特定最低賃金改定の必要性の有無について ・特定最低賃金審議会・特定最低賃金改定の必要性の有無について ・特定最低賃金審議会	8月21日(水)	秋田県特定最低賃金に関	秋田合同庁舎	・特定最低賃金改定の必要性の有無について(8
秋田地方最低賃金審議会 秋田地方最低賃金 ・ 大田県特定最低賃金 ・ 大名特別小委員会 ・ 第5回 ・ 新田地方最低賃金審議会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	午前10時00分~	する特別小委員会	2 会議室 (5	5日答申がなかった場合は8月27
秋田地方最低賃金審議会 帯1 三融 (3 階) 日 秋田県特定最低賃金に関 秋田合同庁舎 第2会議室(5階) 第5回 第1会議室(5階) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階)	午前 10 時 30 分頃~	第4回	· ***	・異議審(8月5日答申がなかった場合は8月27
秋田県特定最低賃金に関 秋田合同庁舎 する特別小委員会 第2会議室(5階) 第5回 第1会議室(5階) 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階)	(特別小委員会終了後)	秋田地方最低賃金審議会	I 灯溅出	ζ
する特別小委員会第2会議室(5階)第5回第1会議室(5階)秋田地方最低賃金審議会	予備日8月27日(火)	秋田県特定最低賃金に関	秋田合同庁舎	
第5回 秋田地方最低賃金審議会 第1会議室(5階)	午前 10 時 00 分~	する特別小委員会	2 会議室 (5	
秋田地方最低賃金審議会	午前 10 時 30 分頃~	第2回		1
	(特別小委員会終了後)	秋田地方最低賃金審議会	T 内聚用	· 共融省